

答 申 書

「太子町新行政改革大綱(第4次)及び同実施計画」(案)について

平成20年1月30日

太子町行財政審議会

平成 20 年 1 月 30 日

太子町長 首藤 正弘 様

太子町行財政審議会

会 長 門田 善二



「太子町新行政改革大綱(第 4 次)及び同実施計画」について

平成 20 年 1 月 16 日付、太総務第 647 号で諮問のあった「太子町新行政改革大綱(第 4 次)及び同実施計画」について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致をもって次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1. はじめに

地方分権、三位一体改革等により、各地方自治体の自己決定・自己責任が強く求められる中、地方自治法にも謳われている「最少の経費で最大の効果」という基本原則を踏まえて、次のとおり審議を行った。

2. 審議経過

本審議会では、事務局より提出された資料「太子町新行政改革大綱(第 4 次)及び同実施計画」(案)を基に、少子高齢化等の社会的な要因、基盤整備事業の起債償還のピーク等の本町独自の要因による歳出増と、三位一体改革や県の行革プランによる歳入減に起因する厳しい行財政運営の予測を直視し、財政基盤の強化をはじめとする、今後 5 年間に行うべき太子町の行財政改革について、公平な立場から自由かつ達に意見を交換し、検討を行った。

3. 「太子町新行政改革大綱(第4次)及び同実施計画」(案)について

以下の意見を付して、「太子町新行政改革大綱(第4次)及び同実施計画」が妥当である旨を答申する。

- (1) 行政サービスの水準を維持するために、行政内部のコストを下げる努力を引き続き進めるとともに、極力住民の負担が大きくならないよう努力されたい。
- (2) 民間委託やボランティア活動については、定年退職を迎える団塊の世代や住民団体の活用など、住民との協働を基本とする地域に密着した委託、活動について検討されたい。
- (3) 町の財政状況をはじめとした行政情報を分かりやすい表現で積極的に公表し、住民の理解を得ながら改革を推進されたい。
- (4) 歳入の確保に努め、不測の事態に備えて一定の基金の確保に努められたい。
- (5) 「太子町新行政改革大綱(第4次)」の「はじめに」において、地方分権や三位一体改革による減収について具体的に記述願いたい。

4. おわりに

今後、引き続き予測される厳しい財政状況下において、個別の取組事項のうち、行政サービスの水準及びその住民負担に係る改革項目については、住民の理解と協力を得ながら推進を図ることとし、行財政改革が、住民の実感できる住民福祉の向上に繋がっていくよう、切に希望するものである。

太子町行財政審議会

会 長 門 田 善 二

委 員 森 澤 榮 彦

委 員 児 嶋 正 文

委 員 山 本 俊 博

委 員 富 岡 敏 明

委 員 上 田 裕 彦

委 員 森 川 ちか子

委 員 伊 藤 祐 子

委 員 伊 藤 道 司